

平成29年度宮崎地方・家庭裁判所委員会（第1回）における議事概要

- 1 開催日時 平成29年5月19日（金）午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 場 所 宮崎地方・家庭裁判所大会議室
- 3 出席者（委員別，50音順）
 - （地裁委員） 赤木幸子（家裁委員兼務），大迫敏輝，新名博徳，西山昌彦（家裁委員兼務），長谷透（家裁委員兼務），日高和子，藤田光代，山之内紀行（家裁委員兼務），渡辺吏（家裁委員兼務）
 - （家裁委員） 川瀬隆千，黒木尚之，新宮智之，松田公利，三好泰廣
 - （列席者） 地家裁事務局長，民事首席書記官，刑事首席書記官，首席家庭裁判所調査官，家裁首席書記官
 - （庶務担当者） 地裁総務課長，家裁総務課長
- 4 議事（□：委員長，△：学識経験者，◎法曹委員，◇：裁判所）
 - (1) 委員長の選任
地方裁判所委員会規則第6条第1項及び家庭裁判所委員会規則第6条第1項に基づき，山之内紀行委員が宮崎地方裁判所委員会及び宮崎家庭裁判所委員会の委員長に選任された。
 - (2) 意見交換
 - ・ 裁判所の担当者において「犯罪被害者保護のための制度（刑事・少年）について」に関する説明並びに法廷において遮へい及びビデオリンクに関する見学を行った。
 - ◎ 検察庁における犯罪被害者保護のための制度のうち，捜査段階での支援としては，不起訴処分の場合に検察審査会へ審査申立てができる旨の案内，不起訴記録の閲覧等の支援をしている。また，制度を有効に機能させるために，全国の地方検察庁に被害者支援員を配置したり，被害相談等を行えるようにホットライン窓口を設けたり，犯罪被害者の希望に応じて裁判の期日を知らせたりしている。そのほか，犯罪被害者は精神的に大きなダメージを受けていることから，事情聴取に当たっては，警察と協力しながら，心理的抵抗感や二次被害などに配慮し，場所，時間，交通手段等に配慮している。性犯罪の被害者の取調べについては，女性検察官が行っており，虐待児童の取調べについては，児童相談所及び警察と協力・調整して，同じことを何度も聞かれることのないよう，同じ機会に行うなどの配慮をしている。
 - ◎ 弁護士会においては，平成14年4月から犯罪被害者支援委員会を設置し，現在35名の会員で活動している。また，弁護士会，公益社団法人みやざき被害者支援センター（以下「支援センター」という。）及び宮崎県警の三者間で，被害者支援連絡会の運営に関する協定書を締結し，2か月に1回の割合で会議を開催している。事実関係を把握する際に，犯罪被害者に新たな精神的・経済的な負担を与えないようにしながら，結論を急がず，あくまで寄り添うような対応を心掛けている。被害者参加制度を利用して出廷する場合には，被害者に同行して，尋問や意見陳述の手助けをしている。
 - △ 犯罪被害者が証言するに当たり，遮へいなどによって，法廷内の移動を含めて姿・形が認識されないよう配慮がなされていることがよく分かった。
 - △ 証人は，遮へいによって，守られているという実感が持て，安心して証言ができるの

ではないかと思った。

△ 法廷で証言する際に、そのままの声だと証人が特定されるおそれがあるのではないか。

◇ 証人尋問は、公開の法廷において、相手方からの反対尋問等において、その証言をしている証人の態度、表情、声色の変化などを観察しながら、証言の内容が信用できるかどうかということ判断する手続である。証言の声を覚えてしまうと、このような判断ができなくなってしまう。被害者保護は重要な要請だが、一方で、被告人の防禦権の保障や真実の発見ということも重要な要請であり、これらの要請についてバランスを取りながら、刑事手続を運用していることを御理解いただきたい。

△ 例えば、犯罪被害者が被害者等通知制度を利用して、加害者の刑務所での更生した様子を通知してもらえれば、加害者出所後の犯罪被害者の生活の安全が少しは図れるのではないか。

△ 証人が裁判所の構内を移動する際にも配慮が必要ではないか。また、法曹三者が犯罪被害者へきめ細かな配慮をしていることが分かったので、マスコミとしても、報道によって二次被害を生じさせることのないよう配慮をしなければならないと思った。

◇ 犯罪被害者が証人として出廷する場合は、裁判所と検察庁が連絡を取りながら、裁判所の構内に専用の控室を設けたり、移動中はいずれかの職員が常に付き添うようにし、控室までの経路にも配慮している。

△ 捜査段階では被害者名を公表していた事件について、起訴後に被害者名を秘匿することはあるのか。

◎ 捜査段階で被害者名を公表している事件が起訴後に秘匿になった事例は記憶にない。なお、一般的に、被害者からは、氏名等を秘匿にしたいという申出があることは多いが、合理的な理由がなければ難しい旨を説明している。

◇ 事件発生から裁判まである程度時間が経過した後に、報道等で改めて被害者名が公表されると、犯罪被害者の精神的負担が大きいことから、その場合には犯罪被害者からの申出があれば、事件の内容にもよるが、被害者名を秘匿することも考えられる。

△ 証人は、遮へいによって、守られているという実感が持てると思われるが、法廷という場で、傍聴人がいる中できちんと証言できるかどうかということには疑問がある。証言する前に配慮していることはあるのか。

◎ 被害者参加人が裁判に参加するに当たっては、専用の控室を裁判所の構内に用意してもらうとともに、緊張が緩和するよう時間的にも配慮したことがある。また、支援センターや宮崎県警の被害者支援室の職員に裁判所に同行してもらい、傍聴等もしてもらった。マスコミに対しても、個別取材は控えてもらうよう依頼した。

◎ 裁判当日いきなり証言することは難しいので、裁判傍聴をしてもらうなどして、法廷に慣れてもらうようにしている。

5 次回予定

・委員長：次回のテーマについて意見等はあるか。意見等がなければ、「裁判所における働き方改革について」を議題とすることはいかがか。

・全員：了承

・次回委員会：平成29年11月17日（金）午後1時30分